被扶養者の申請に必要な書類一覧表（国内居住者）

審査状況により追加で資料提出をお願いする場合があることをご了承ください。

【扶養に入れるとき】

基礎資料	①健康保険被扶養者（新規・異動）届 ②住民票（写）（世帯全員分の記載・続柄の記載は必須） ③被扶養者状況調査書（認定対象者が高校生以下の場合は提出不要）

＋

収入等証明書類

●：必ず添付　〇：該当の場合や健保が必要と判断した場合に提出

認定対象者	同居義務	認定対象者の状況		①在学証明書②学生証（両面写）いずれか1点	課税（非課税）証明書	確定申告書と収支内訳書　いずれも（写）	雇用保険受給資格者証（両面写）※受給修了者は支給終了印の押印必須	支給決定通知書（写）	雇用保険に関する誓約書	離職票1、2（写）	受給延長通知（写）	資格喪失証明書	公務員は辞令書（写）雇用保険未加入の旨が記載された退職証明書	①雇用契約書（写）②収入見額通知書③直近3カ月分の給与明細（写）いずれか1点	直近の年金支払通知書（写）	外国人登録証明書（両面写）※在留カード可	戸籍謄（抄）本	障がい者手帳・療育手帳（写）	個人事業廃業届出書（写）
			添付書類/発行場所	学校	市区町村	税務署	ハローワーク	健保組合支払元	当健保HP	前職企業	ハローワーク	前健保	前職企業	現職企業	日本年金機構	市区町村	市区町村	市区町村	税務署
配偶者	無	無職（学生以外）			●														
		学生		●	●														
		収入があるとき	失業給付受給中　※1 下記備考参照		●		●												
			出産・傷病手当金受給中　※1 下記備考参照		●			●			●	●							
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合		●	●								〇					
			パート・アルバイトで働いている場合		●									●					
		退職したとき	失業給付手続き中　資料が手元にない場合　※2 下記備考参照						●			●							
			失業給付手続き中　資料が手元に揃っている場合				〇			●									
			失業給付を受給しない場合						●	〇		●							
			失業給付を受給延長する場合						●		●	●							
			失業給付を受給終了する場合				●												
			雇用保険未加入だった場合						●			●	●	〇					
		年金受給者			●										●				
		外国人			●									〇		●			
		障がいをお持ちの方			●										〇			●	
		個人事業を廃業したとき			●														●
子（養子含）	無	18歳未満（高校生含む）のお子様		原則添付資料なし　※ただし配偶者がＪＡＳＴ健保でない場合は、配偶者の収入資料が必要（被保険者との収入比較を行います）															
		18歳以上（高校生除く）の学生		●	●														
		18歳以上で無職			●														
		18歳以上で収入があるとき（学生以外）	失業給付受給中　※1 下記備考参照		●		●												
			出産・傷病手当金受給中　※1 下記備考参照		●			●			●	〇							
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合		●	●								〇					
			パート・アルバイトで働いている場合		●									●					
		退職したとき	失業給付手続き中　資料が手元にない場合　※2 下記備考参照						●			●							
			失業給付手続き中　資料が手元に揃っている場合				〇			●									
			失業給付を受給しない場合						●	〇		●							
			失業給付を受給延長する場合						●		●	●							
			失業給付を受給終了する場合				●												
			雇用保険未加入だった場合						●			●	●	〇					
		外国人														●	●		
		障がいをお持ちの方			●										〇			●	

＋

認定対象者と別居している場合	**仕送り金額のわかる「現金書留受領書の写し」または「振込明細の写し」（認定対象者が高校生以下の場合は提出不要）**

＋

認定対象者が子で配偶者がＪＡＳＴ健保でない場合	**配偶者の収入資料（被保険者との収入比較を行います）**

【備考】

※1　各給付金受給中に被扶養者として申請するとき	受給日額が3,612円未満が条件（60歳以上は5,000円未満）
※2　失業給付を手続き中で離職票等がまだ手元にないとき	後日、雇用保険受給資格者証（写）提出が必須　　待期期間終了後、失業給付を受給し始めた場合は速やかに当組合に連絡してください

【扶養から外すとき】

申請対象者の状況				発行場所
就職して他の健康保険に加入したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	再就職先の保険証（写）	就職先の健保
雇用保険の失業給付を受給開始したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	雇用保険受給資格者証の表裏（写）	ハローワーク
扶養していた家族が結婚したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	戸籍抄本・婚姻受理証明書　いずれか1点（写）	市区町村
死亡したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	死亡診断書・除籍謄本　いずれか1点（写）	市区町村

◆照会先　ＪＡＳＴ健康保険組合
TEL：06-4560-1008　E-mail：info@jastkenpo.or.jp